号

杉 並 を・ 区 議 会. 議 員 Ø 議 員 報 酬 及 ぴ 費用 弁 償等 に関する条 例 Ø) 部 を 改 正する条例

平 成二十 年 + 寸 一月三十 日

右 の

案

提

出

る。

提 出者 並 区 . 会議 員· 藤 本

杉 司 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 小 青 岩 小 横 藤 は 北 川 中 大 島 な 原 Ш 辺 し Щ 木 田 野 原 村 槻 田 口 宗 清 淳 俊 な え さ ٧١ 敏 康 宏 城 < 次 士 お。 ち. 鄎 雄 p え 郞 ŧ 弘 光み 人 之

同同同同同同同同同同同同同同

井 吉 関 Ш 田 加 大 富河 小 今 松 大 田浦 木 田 斉 田 代 津 熊 П 本 野 泉 井 泉 田 な Ŕ 利 信 あ 昌 か 庄 Ġ, あ 芳 昌 時 お と こ し ع 恵 す づ 次 子 き 男 子 巳 卓 郎 お 男 男 讓

本

卓

様

賛成者

員

同

杉 同 同 同 同 同 同 同 同 同 並区議会議

市 小 堀 ٧V 太 す 奥 原 办 原 < 戏 ぐ す B 橋 ろ ф 松 部 田 Ш 倉 田 П ま

L

たえこ ち 哲 順 奈 美 あきら 昭 すし ょ 子 子 緒 紀 子 人

杉 並 区 議 숲 議 員 の 虅 員 報 酬 及 U 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 0) 部 を 改 正 す る 条 例

杉 並 区 議 슾 議 員 0 議 員 報 雁 及 び 費 用 弁 償 等 12 関 す る 条 例 昭 和 三十 年 並 区 条 例 第二

附則に次の二項を加える。

十号

0)

部

を

次

0

ょ

Ď

に

改

正

す

る

4 は 平 口 成 項 中 + 百 年 分 + Ø 百 月 八 に 支 十 五 給 <u>__</u> す と る あ 期 る 末 手 Ø 当 は に 関 -百 す 分 る Ø) 第 百 八 条 八 十 第 と 項 する。 0) 規 定 の 適 用 12 つ ٧١ て

附則

5

平

成

+

年

 \equiv

月

に

支

給

寸

る

期

末

手

当

に

関

す

る

第

人

条

第二項

0

規

定

0

適

用

12

つ

٧١

て.

は、

同

項

中

百

分

(7)

三十

と

あ

る

の

は、

百

分の二十二」

とする。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由)

区 議 会 議 員 の 期 末 手 当 を 改 定 す る 必 要 尨 あ る。

4 平成二十一年十二月に支給する期末手当にに関する第八条第二項の規定の適用については、「百分の百八十」とする。 は、「百分の百八十」とする。 は、「百分の百八十」とする。 は、同項中「百分の百八十五」とあるのは、 中成二十一年十二月に支給する期末手当に	~ 3 略	附則	新条例 旧	新旧対照表が並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
		則	条	条例の一部を改正する

期末手当の改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

項		目		改正内	容		
期	末 手	当	平成 2 1 年度支約 区 分 6 月期 1 2 月期 3 月期 合 計	月数 現 行 1.80 1.85 0.30 3.95	改 正 1.60 1.80 0.22 3.62		
※ 6月期については、特例措置により0.20月分凍結した後の支給月数である。 施行期目 公布の日から施行する。							